

第26回危険物海上運送基準検討会議事録（案）

日時：平成16年11月26日（金）10：30～12：00

場所：国土交通省 3号館 4階特別会議室

出席者：

- （委員） 秋田委員長、朝倉、石綿、上原、内田、近藤、齋藤、田村、西村、
本庄各委員、黒越（半田委員代理）
- （事務局） 富士原技術審議官、秋田危険物輸送対策官、峰本専門官、
平川係長（安全基準課石原課長補佐代理）、矢加部係員
- （オブザーバー） 太田グループ長（海上技術安全研究所）

議事概要：

(1) 技術審議官挨拶

(2) 第25回危険物海上運送基準検討会議事録（案）について【資料26-2】
各委員送付済のため、質疑等はなし。

(3) 危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正の概要【資料26-3-1】

本資料について事務局より説明がなされた。主な質疑等は以下の通り。

- 毒物に関する法律を取り扱っている厚生労働省との調整は怎么样了か。
→今回は、特に厚生労働省と調整が必要な改正はなかったが、機会を捉えて情報提供していく。

(4) 内航自動車渡船（フェリー）における甲板下積載禁止危険物に関する今後の対応

【資料26-3-2-1、資料26-3-2-2、参考1】

本資料について事務局及び委員より WG の検討結果について報告がなされた。主な質疑等は以下の通り。

- 水反応性可燃性物質用消火器とはどういうものか。
→物質の性質に対応した消火装置や設備を要求することとしている。水反応性可燃性物質の場合に用いる消火器は乾燥した消火砂か水を使用しない種類の消火器である。
- 荷姿は限定されるのか。
→特に限定していない。
- ドライアイスの場合、どのような措置が必要となるのか。
→旅客船での甲板下積載は禁止されているが、連続通風という安全措置を追加す

ることで特別措置で積載可能と考えている。

○ 軍用の物質の扱いはどうなるのか。

→別途法律で適用除外とされている海上自衛隊の船舶以外は船舶安全法に基づき規制対象となる。

○航行中の船舶は、緊急時にどのようにして外部からの助けを求めるのか。

→専門家と連絡を取り、その危険物の取り扱いについての正確な対処の情報を船上の人が得ることが目的となる。海上保安庁へ緊急通報をする場合もある。

○危険物運搬船において乗組員の教育訓練は欠かせないものであり、その訓練に加えて専門家のアドバイスが必要である。教育訓練に力を入れるべき。

○危険性の高い化学品の緊急時対応に関するガイドブック等の活用も考えられる。

(5) 火薬類の容器及び包装の確認に対する今後の対応

【資料26-3-3-1、資料26-3-3-2、参考2、参考3】

本資料について事務局及び委員より WG の検討結果について報告がなされた。主な質疑等は以下の通り。

○ 専門家の責任が今後問題となるのではないか。

→責任は一義的には事業者の問題であり、次に確認行為を行った国の問題。責任という面では専門家の意見は参考。

○無試験分類法についても今後国際規則の改正に対応した見直しが重要。